

審査基準

1 審査方法

(1) 応募資格等審査

応募者が募集要項の「7 応募に際しての要件」を満たしていることを確認するため、市は事前審査を行い、応募要件を満たしていないと判断された者は、(2)の審査に進むことはできません。

(2) 加古川市広告審査委員会による審査

ア 各委員は、(1)の応募資格等審査の結果、応募要件を満たしていると判断された応募者を対象として、以下の審査項目に基づき採点します。

審査項目	主な視点	配点	係数	合計
愛称	・施設のイメージや設置目的と合致しているか ・市民にとって親しみやすく、わかりやすいものとなっているか ・(指定管理者制度導入施設の場合)指定管理者による施設の運営に支障をきたすと判断する場合は0点とする。	5点	×6	30点
対価	・応募金額(年額)が最高である者を1位とし、満点である50点を付与(応募が1者のみの場合も同様) ・2位以下は、応募金額を1位の金額で除して算出した率に50点を乗じて得た点数を付与。(小数点第2位以下は切捨て) ・市が示した金額を下回った場合には0点とする。 ※金銭以外での提案は、提出された積算資料を参考に、市で金銭換算のうえ点数化する。	—	—	50点
協定期間	・応募期間が最長である者を1位とし、満点である10点を付与(応募が1者のみの場合も同様) ・2位以下は、応募期間を1位の期間で除して算出した率に10点を乗じて得た点数を付与。(小数点第2位以下は切捨て) ・市が示した期間を超えた場合、又は満たさない場合には0点とする。	—	—	10点
地域貢献等	・応募趣旨 ・地域社会への貢献実績、今後の具体的な地域への取組など	5点	×2	10点
合計		100点		

イ 各委員の採点を合算し、応募者の中から最も高い得点となった応募者を優先交渉権者、2番目に高い得点となった応募者を次点交渉権者として選定します。

ウ 合計得点が同点の場合は、「愛称」、「対価」、「協定期間」の合計点を比較して、高い得点となった応募者を優先交渉権者として選定します。

エ 審査項目の「愛称」について、委員の半数以上から0点と採点された場合は選定しません。

2 失格要件

(1) 審査期間中に、応募資格を喪失した場合

(2) 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合

(3) 審査項目の「対価」、「協定期間」のいずれか一つでも0点となった場合

3 採点基準

最高点を5点、評価できない場合を0点とし、0点～5点の範囲で採点します。